

令和3年4月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成31年(ワ)第7918号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和3年1月22日

判 決

5

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

10

- 1 被告らは、原告aに対し、連帯して2億円及びこれに対する平成29年9月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告bに対し、連帯して2600万円及びこれに対する平成29年9月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

15

本件は、大学のレスリング部に所属していた原告aが、大学生選抜選手として参加したナショナルチーム代表選手との合同合宿(以下「本件合宿」という。)

において、被告cとの実戦形式の練習中に頸髄損傷の傷害を負い、四肢完全麻痺の後遺障害を負った事故(以下「本件事故」という。)に関し、原告aとその

20

母である原告bが、①本件事故の原因は、被告cが原告aに危険な投げ技を行ったことによると主張して、被告cに対しては不法行為に基づき、被告cの使用者である被告d会社に対しては使用者責任に基づき、原告aにつき損害の一部である2億円、原告bにつき損害の一部である2600万円及びこれらに対する不法行為の日である平成29年9月13日から支払済みまで同年法律第4

25

4号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めるとともに、②被告eは、本件事故当時、被告JOCのナショナルコーチ兼被告レスリング協会の選手強化本部長であり、かつ本件合宿の責任者であった

にもかかわらず、本件事故を防止するために果たすべき注意義務を怠ったと主張して、被告 e に対しては不法行為に基づき、被告 e の使用者であった被告 JOC に対しては使用者責任に基づき、被告 e の使用者でありかつ原告 a を本件合宿に招聘した被告レスリング協会に対しては使用者責任及び安全配慮義務違反の債務不履行に基づき、上記各金員及びこれに対する上記同様の遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

1 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがなく、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる。

10 (1) 当事者等

ア 原告 a は、平成 8 年 1 1 月生まれで、本件事故当時、20 歳であった。

原告 a は、中学 1 年生から本格的にレスリングを始め、高等学校でもレスリング部に入部し、平成 27 年 4 月からは i 大学に進学して同大学レスリング部に所属し、本件事故当時は、同大学の 3 年生であった。

15 原告 a は、平成 28 年に JOC ジュニアオリンピック 2 位、平成 29 年に全日本学生選手権 1 位の成績を残すなどしており、ナショナルチームの合宿に大学 1 年生以来合計約 10 回の参加経験があった。

イ 原告 b は、原告 a の母である。

20 ウ 被告 c は、本件事故当時 22 歳であり、被告 d 会社の従業員としてそのレスリング部に所属していた者である。

被告 c は、被告レスリング協会のナショナルチーム代表選手として国際大会に出場するなどしていた。

エ 被告 d 会社は、警備の請負とその保障、各種施設の総合管理業務の請負とその保障などを業とする株式会社であり(甲 2)、被告 c の使用者である。

25 オ 被告 e は、本件事故当時、被告レスリング協会の常務理事であり、かつ選手強化本部長であった者である。被告 e は、本件事故当時、被告 JOC

との間で、ナショナルコーチとしての雇用契約を締結していた。

カ 被告JOCは、オリンピック憲章に基づく国内オリンピック委員会として、オリンピックの理念に則り、スポーツ等を通じ世界の平和の維持と国際的友好親善、調和のとれた人間性の育成に寄与することを目的とし、選手強化、強化スタッフの育成及びこれらの支援等を事業とする公益財団法人である（甲3）。

キ 被告レスリング協会は、被告JOCの加盟団体であり、日本におけるレスリングの統括団体として、レスリングを発達させることにより、国民の体力向上とスポーツ精神の涵養に資することを目的とし、全日本レスリング選手権大会及びその他各種レスリング競技大会等の開催等を事業とする公益財団法人である（甲4）。

(2) レスリングについて

ア レスリング競技には、グレコローマンスタイルとフリースタイルとがあり、原告a及び被告cは、グレコローマンスタイルの選手であった。グレコローマンスタイルでは、腰から下を攻防に用いることが禁止されているため、投げ技が中心の試合展開となる。（争いなし）

イ グレコローマンスタイルには、本件当時、59kg級、66kg級、71kg級、75kg級、80kg級、85kg級、98kg級及び130kg級の8階級があり、それぞれ規定体重以内の選手によって競技が行われていた。ただし、このうち71kg級と80kg級はオリンピック競技大会の実施階級ではない。（乙E1）

本件合宿当時、原告aは85kg級、被告cは75kg級の選手であった（争いなし）。

ウ レスリング競技は、直径9mの円形マットであるレスリングマット上で行われる。レスリングマットのうち、円の外縁部分から内側1mの部分は「パシビティ・ゾーン」としてオレンジ色で色分けされており、選手に場

外が近いことを知らせ、攻防を続けたまま中央エリアに移動するよう促す
役目を果たしている。(争いなし, 乙E 3)

エ レスリングの試合は、相手選手の両肩をレスリングマットに完全に押し
付ける「フォール」の成立により勝敗が決せられるほか、技術展開や反則
5 等による点数制で争われ、相手を宙で大きく弧を描かせるようにして投げ
たり(「ビッグポイントの投げ技」), そうでなくとも投げ技等により相手を
フォールに近い「デンジャーポジション」の体勢に追い込んだりした場合
に大きな加点がされるほか、相手の背後に回って頭、両手及び両膝のうち
3箇所をマットにつかせる「テイクダウン」等も加点事由とされている(争
10 いなし, 乙E 1, 3)。

オ こうしたフォールや加点をめぐる攻防に当たっては、選手は、相手と組
み合った際に、相手の背後に回した自分の両手、両手首又は両腕を容易に
外れないように組んで(これを「クラッチ」という。)投げ技等に繋がったり、
前かがみになった相手の上からその頭を片腕と共に自分の脇で抱え込み
15 (この状態を「がぶり」という。), そこから相手を引き落としてテイクダ
ウンを狙ったり、投げ技に繋がったりすることになる。がぶりをされた側も、
両腕を相手の背後に回してクラッチを組み(これを「胴タックル」という。),
テイクダウンや投げ技等の反撃を試みたりすることになる。なお、がぶりは、
相手の頭を片腕と共に抱え込む必要があり、頭のみを抱え込むことは
20 反則となる。(弁論の全趣旨)

カ レスリングの投げ技のうち「反り投げ」とは、正対した相手の背中に両
腕を回してクラッチし、その場で上体を後方に反らせてブリッジの体勢を
とるようにし、腹部で相手を下から突き上げて浮かせ、そのまま自分の後
方に向かって投げるものであり、成功すると大きな加点事由となるもので
25 ある。(弁論の全趣旨)

キ レスリングの練習のうち、実戦形式で行う練習を「スパーリング」とい

い、スパーリングを中断することを「ブレイク」という。スパーリングは、
1つのレスリングマットを複数の組で使用して行われることがあり、その
際には別の組の選手同士が接触する危険があるため、そうした危険が予測
された場合には、コーチ等の周囲の者がブレイクをかけたり、選手自身が
5 ブレイクの判断を行ったりすることがある。(弁論の全趣旨)

(3) 本件合宿の開催

被告レスリング協会及びその加盟団体である全日本学生レスリング連盟は、
平成29年9月13日から同月16日まで、東京都北区(住所省略)所在の
味の素ナショナルトレーニングセンター(以下「NTC」という。)において、
10 男子レスリングナショナルチーム代表選手及び大学生選抜選手の合同合宿で
ある本件合宿を開催した。本件合宿には、大学生選抜選手約30名を含む9
4名が参加しており、原告aは大学生選抜選手として、被告cはナショナル
チーム代表選手として参加した(弁論の全趣旨)。

(4) 本件事故の発生

本件合宿における練習は、NTC地下1階のレスリング場(以下「本件レ
15 スリング場」という。)において行われた。本件レスリング場には、別紙の図
のとおり、6つのレスリングマットがあり、各レスリングマットは、一辺1
2mの正方形のマットの中央に描かれていたから、各レスリングマットの間
には最低3mの間隔があり、1つのレスリングマットに3組程度の選手が同
20 時に上がってスパーリングを行った。(争いなし、乙A7、乙E3)

原告aは、平成29年9月13日午後4時10分頃、本件レスリング場の
うち、別紙のAマットと書かれたレスリングマット(以下、単に「Aマット」
という。同様に、別紙のBマットと書かれたレスリングマットを「Bマット」
という。)において被告cとスパーリングを行っていたところ(以下「本件ス
25 パーリング」という。)、被告cから反り投げをされたような状態となり、そ
のまま前頭部からマットに落下して手足を動かすことができなくなった(本

件事故) (争いなし。ただし、被告 c が原告 a を意図して投げたのかどうかについては、後述のとおり、争いがある。)

(5) 原告 a の負った傷害及び後遺障害

原告 a は、本件事故後、 j 大学医学部附属病院救命救急センターに救急搬
送された。

原告 a は、同病院において、第 4 及び 5 頸椎脱臼骨折・頸髄損傷と診断され、平成 29 年 9 月 13 日から同月 14 日午前 3 時 30 分にかけて、脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術、体外式脊椎固定術及び骨移植術の手術を受けた (甲 7, 8, 12~14, 弁論の全趣旨)。

原告 a は、同月 14 日、独立行政法人国立病院機構 k 医療センターに転院し、入院加療を受けたが、四肢完全麻痺、運動障害、感覚障害、体幹機能障害及び膀胱直腸障害の後遺障害が残存し、起立、立位及び歩行が不可能で日常生活動作に全介助を要する状態となって、平成 30 年 5 月 8 日、頸髄損傷による両上肢機能全廃、両下肢機能全廃及び坐位不能により、身体障害程度
等級 1 級の認定を受けた (甲 8, 9)。

2 争点

- (1) 被告 c による注意義務違反の有無 (被告 c 及び被告 d 会社の関係)
- (2) 被告 e による注意義務違反の有無 (被告 e, 被告 JOC 及び被告レスリング協会の関係)
- (3) 損害及び因果関係 (全被告の関係)
- (4) 過失相殺 (全被告の関係)

3 争点に関する当事者の主張

- (1) 被告 c による注意義務違反の有無
(原告らの主張)

ア 事実経過

本件事故は、次のような経過の中で発生した。

① 原告 a と被告 c は、A マットにおいて本件スパーリングを行い、互いに組み合っている中で、原告 a が被告 c の上からその頭を右腕と共に脇で抱え込むがぶりの状態となった。その際、被告 c の両腕は、原告 a の背中には回されていなかった。

5 ② 原告 a は、がぶりの状態から被告 c を引き落としてテークダウンすることを狙ったものの、これができなかったことから、がぶりの状態のまま被告 c をA マットの場外に押し出そうとした。もっとも、A マットのパシビティ・ゾーンにおいて攻防していた際、近くにいた f コーチと思われるコーチ（以下「f コーチ」という。）がブレークを指示したことから、原告 a は力を抜いて被告 c に対しブレークの意思を表明するとともに、
10 がぶりの状態からクラッチをほどもき、上体を起こした。

③ ところが、被告 c はブレークに応じず、上体を起こした原告 a の背中に両腕を回してクラッチを組み、このため原告 a と被告 c は正対して密着することとなり、原告 a ががぶりの際に被告 c の首に回していた右腕は、被告 c の左下顎部と左肩によって挟まれる形となり、容易に抜き出すことができない状態となった。

15 ④ 被告 c は、上記③の状態、右腕を原告 a の左腕の内側からその背中に回していたが、これを原告 a の左腕の外側から左腕ごと抱え込むようにクラッチを組み直した。その結果、原告 a は、両腕を固められてしまい、容易に抜き出すことができない状態となった。

20 ⑤ 被告 c は、そのまま力を抜くことなく、後方のB マットの方向に向かって原告 a を反り投げした。原告 a は、その両腕が被告 c によって強く固められていたことから、受け身を取ることができず、そのため前頭部から床に叩き付けられる結果となった。

25 イ 被告 c の注意義務違反

被告 c は、原告 a がコーチのブレークの指示を受けてパシビティ・ゾー

ンで脱力し、被告cに対してブレークの意思表示をしたのであるから、直ちにブレークして、スパーリングを中断すべき義務があった。

仮に、被告cがコーチによるブレークの指示や原告aによるブレークの意思表示に気付かなかつたとしても、被告cは、原告aの両腕を固めた状態で自分よりも約10kg体重が重い原告aに対して反り投げを行えば、低い軌道による危険な反り投げとなって、受け身を取れない原告aを頭部や頸部から落下させることになることを予見できたし、原告aを持ち上げたところで、反り投げをせずに横か前に倒してデンジャーポジションの体勢に追い込む攻撃を選択し、本件事故の発生を回避することができたから、かかる状態のまま原告aに対して反り投げを行ってはいない義務があった。

ところが、被告cは、ブレークの指示ないし意思表示を無視し又はこれに気付かないまま、原告aの両腕を固めた上、真後ろに反り投げしたのであるから、被告cには注意義務違反があったというべきである。

(被告c及び被告d会社の主張)

ア 事実経過

本件事故は、次のような経過の中で発生した。

① 被告cは、本件スパーリングが始まって間もなく、原告aの右脇で頭と右腕を抱え込まれたがぶりの状態に置かれた。

② 被告cは、がぶりをされた状態から攻撃に転じるため、マットに膝をついて体勢を低くした上で、原告aの背中に両腕を回して胴タックルし、クラッチを組んだ。このようにして、原告aと被告cの身体は正対密着し、被告cの首に回していた原告aの右腕は、被告cの左下顎部と左肩とに挟まれて容易に抜き出すことができない状態となったが、被告cは、原告aから右腕を頭と共に抱え込まれた状態で胴タックルを行ったので、被告cの右腕は原告aの左腕の内側からその背中に回す形となっていた

のであり、被告cがこの状態からクラッチを組み替えたことはない。

③ このような体勢を継続したまま、攻防に伴い、原告aと被告cは、AマットのBマットに近いパシビティ・ゾーン上で組み合う形となり、被告cは、原告aの身体を持ち上げて後方に向かって投げるか、又は持ち上げた原告aの身体を下方に落としてテイクダウンすることを狙って、クラッチした自分の両腕を後方に向かって引き上げようとし、原告aは、これに対抗するとともに身体の密着を回避するため反対方向（原告aの後方）に向かって力をかけた。その結果、原告aと被告cは、互いに後方に向かって相手を引き合う形となり、両者の力が釣り合い拮抗した状態となった。

④ こうしたところ、被告cは、突然、踏ん張っていた原告aの足が外れたようになって力が抜けたのを感じた。その結果、拮抗していた力のバランスが瞬間的に崩れ、被告cが後方に向かって引き上げようとしていた力により、被告cの身体は原告aと共に一気に後方に倒れ込んだ。バランスが崩れた際も、原告aのがぶりは継続しており、原告aが上半身の力を抜いたことはなかった。

⑤ このようにして、原告aと被告cは共に倒れ込んだが、原告aは、うまく受け身を取ることができずに頭からレスリングマットに落下してしまい、不幸にも本件事故が発生した。

イ 注意義務違反について

原告らが主張するような、原告aがブレークの意思表示のために脱力した事実や、被告cが原告aの両腕を固めた体勢から意図的に反り投げをした事実はない。

本件事故は、原告aがマット上の汗に足を滑らせたなど、被告cの意図しない偶発的な原因によって発生したものであり、かつ、一瞬の出来事であったため、被告cにおいて結果を予見することも、避けることもできな

かった。

仮に、被告cが原告aに対し、意図して反り投げを掛けたとしても、本
件合宿は、国内最高水準のレスリング選手が集まり、互いに切磋琢磨する
場であるから、スパーリングにおいて試合を意識した技を掛けることは当
5 然に予定されていたところ、反り投げはレスリングのルールにおいて認め
られた技であるから、反り投げをすることは何らの注意義務違反も構成し
ない。

(2) 被告eによる注意義務違反の有無

(原告らの主張)

10 レスリングは、投げ技を含む技能を競い合う格闘技であるから、身体の枢
要部である頸部を損傷し、頸髄損傷のような重篤な事故結果が生じる危険性
のあるスポーツである。被告eは、本件事故当時、被告JOCのナショナル
コーチ、被告レスリング協会の選手強化本部長、かつ本件合宿の責任者だっ
たのであるから、本件合宿に招集された選手の生命又は身体の安全に関わる
15 事故の危険性を具体的に予見し、それに基づき事故の発生を未然に防止する
措置を執ることによって、招集された選手を保護すべき注意義務を負ってい
た。

具体的には、被告eは、本件合宿のコーチが参加選手の生命・身体に関わ
る事故を防止する注意義務を尽くすことができるよう、下記ア及びイのと
20 り、練習環境の整備、指導方法の指示及び指導体制の整備を行う注意義務を
負っていた。しかし、被告eは、これらをいずれも怠ったため、原告aは傷
害を負ったものである。

ア 被告eは、参加選手及びコーチの各所属先におけるスパーリングにおい
て禁止されている技などを把握した上で、参加選手及びコーチに対し、本
25 件合宿における練習で禁止する技を定めたり、体重差や他の選手との距離
関係を意識したプログラムやマニュアルを作成したりして、それを参加選

手やコーチに徹底させ、安全にスパーリングを行えるようにする義務を負っていた。

イ 被告 e は、本件合宿の練習環境として、6面のマットにそれぞれ3組ずつのスパーリングをさせるというような混雑した状態でのスパーリングを行わず、さらに、コーチを適切な位置に配置し、スパーリングを行わない選手を6面のマットの周りに配置して、コーチや周囲の選手から適切なブレイクの声を掛けさせ、他にも危険な状態を予見できたときにはそれを回避させる義務を負っていた。

(被告 e、被告レスリング協会及び被告 J O C の主張)

10 被告 e がナショナルコーチ兼強化本部長として従事すべき業務の内容は、オリンピック競技大会その他国際大会でのメダル獲得のために、レスリング競技における優れた素質を有するジュニア世代の競技者からトップレベル競技者までを育成及び強化する中・長期的な強化戦略プランに基づいた強化活動全体を統括し、強化活動の円滑な実施に向けた適切な進行管理を行い、レスリング競技の競技者の育成・強化を効果的に推進することであった。したがって、被告 e は、練習現場に関する監督・指導等により、本件事故のような練習中の事故の発生を防止すべき義務を負うものではない。

20 仮に、被告 e が練習現場に関する監督・指導等により練習中の事故の発生を防止すべき義務を負っていたとしても、本件合宿におけるスパーリングは、国際レスリングルールに則って行われていたところ、反り投げは国際レスリングルールにおいても禁止されていないのであるから、被告 e には、これを禁止すべき義務や禁止されていないことを個別に説明等する義務があったとはいえない。

25 また、限られたレスリングマットを用いて効率的に練習を行うために、1つのマットに複数組の選手が同時に上がってスパーリングを行うことは一般的であるから、本件事故当時のマット上の状況が混雑した状態で行われたと

5 評価することはできないし、本件事故当時、Aマット付近では、周辺で指導
しているコーチのほか、自分の順番まで待機している複数の選手も練習内容
を注視していたのであるから、衝突の危険があれば、ブレークをかけてこれ
を制止することができる環境にあったといえる。以上によれば、本件事故発
生時の練習環境は不適切であったとはいえず、被告eに注意義務違反はない。

(3) 損害及び因果関係

(原告らの主張)

ア 原告aの損害

(ア) 過去の医療費等 214万1596円

10 本件事故が発生した日から令和2年7月分までの医療費等である。

(イ) 過去の入院雑費 36万5408円

本件事故により原告aが入院した日から令和2年7月31日までの
入院雑費である。

(ウ) 脊髄損傷に対する再生医療に関する医療費 1億円

15 原告aは、将来再生医療を受けることを望んでおり、そのためには諸
費用を含め1億円程度が必要となると予想される。

(エ) iPS細胞作製費用 200万円

原告aは、将来の再生医療に備え、個人向けのiPS細胞作製・保管
サービスの利用を計画しており、その費用は200万円とされている。

20 (オ) 将来のリハビリテーション費用等 6606万5300円

原告aは、現在入所している1リハビリテーションセンターを退所し
た後、脊髄損傷者専門のトレーニングジムに週2回通所して症状の改善
を図ることを予定している。その費用は年間約350万円であり、これ
に現在23歳である原告aの平均余命約59年に対応するライブニッツ
25 係数18.8758を乗じると上記金額と算出される。

(カ) 過去の介護費用 1068万円

本件事故から令和2年8月16日までの1068日間、原告bや原告aの兄であるgが、原告aの介護のため付き添った。その費用は1日1万円を下ることはないから、上記金額と算出される。

(キ) 将来の介護費用 1億3779万3340円

5 原告aは、現在入所している1リハビリテーションセンターを退所した後、24時間体制で職業付添人に自宅に常駐してもらい介護を受ける必要があり、その費用は1日2万円（年間730万円）を下らない。この年間費用に前記(オ)の平均余命に対応するライフニッツ係数を乗じると上記金額と算出される。

10 (ク) 介護に必要な器具・住居等 8944万7441円

原告aの後遺障害からすれば、チンコントロール（顎操作）が可能で立位保持の支援機能（スタンディング機能）が付いた電動車いすの使用が必要であり、この車いすは1台420万円で5年ごとに買換えが必要である。そこで、その年間費用（420万円÷5年）に前記(オ)の平均余命に対応するライフニッツ係数を乗じると1585万5672円と算出される。

15 20 また、上記車いすのほか、エアーマットレス、電動ベッド、リフト、吊り具、シャワーキャリー、オーバーテーブル、起立台、スロープ、フローリングマット、加湿空気清浄機及びスマートスピーカー等も必要となり、その費用は、各用具の耐用年数等も考慮すると、合計563万8889円となる。

25 さらに、今後トレーニングジムに通所するためには東京都江東区付近に居住する必要があるところ、その家賃は月額30万円（年間360万円）を下らないから、この年間家賃に前記(オ)の平均余命に対応するライフニッツ係数を乗じると6795万2880円と算出され、以上の合計は8944万7441円となる。

(ケ) 後遺症逸失利益 1億1879万3275円

原告aは、平成31年3月に大学を卒業したところ、本件事故により労働能力を100%喪失したから、平成29年度の男性の大学・大学院卒全年齢平均年収660万6600円を基礎とし、これに本件事故当時
5 20歳であった原告aの67歳までの就労可能年数47年に対応するライプニッツ係数17.9810を乗じると上記金額と算出される。

(ク) 後遺症慰謝料 3000万円

原告aは、本件事故により、競技者としての活躍の機会を奪われ、重篤な後遺障害を負わされたのであり、その精神的苦痛を金銭に換算すると
10 3000万円を下ることはない。

(カ) 弁護士費用 5572万8636円

前記(ア)から(ク)までの合計5億5728万6360円の1割として上記金額が相当である。

(シ) 合計 6億1301万4996円

原告aは、以上合計の一部である2億円の支払を求める。

イ 原告bの損害

(ア) 逸失利益 4710万7116円

本件事故当時47歳であった原告bは、原告aの介護に専念するため勤務先を休職し、令和元年6月には退職した。在職中の原告bの月給は
20 31万5000円（年収378万円）であり、この年収に就労可能な67歳まで20年に対応するライプニッツ係数12.4622を乗じると上記金額と算出される。

(イ) 原告bの通院治療費等 10万9690円

原告bは、本件事故により抑うつ状態となり、その通院治療費等の合計は上記金額である。

(ウ) 引越費用等 89万6404円

原告 b は、原告 a の自宅介護に備えて令和 2 年 7 月末に転居し、その際の引越費用、新居の敷金及び礼金、初月分の家賃並びに生活用品の購入費用等として上記金額を支出した。

(エ) 交通費 4 万 2 2 6 0 円

5 原告 b は、令和 2 年 7 月末までに原告 a の付添交通費として上記金額を支出した。

(オ) g の交通費 1 0 1 万 9 6 0 0 円

原告 b は、g が原告 a の見舞いや裁判傍聴のために大阪府から上京した際の交通費として上記金額を支出した。

10 (カ) 慰謝料 1 0 0 0 万円

原告 b は、本件事故により自身も多大な精神的苦痛を被ったのであり、その精神的苦痛を金銭に換算すると 1 0 0 0 万円を下ることはない。

(キ) 弁護士費用 5 9 1 万 7 5 0 7 円

15 前記(ア)から(カ)までの合計 5 9 1 7 万 5 0 7 0 円の 1 割として上記金額が相当である。

(ク) 合計 6 5 0 9 万 2 5 7 7 円

原告 b、以上合計の一部である 2 6 0 0 万円の支払を求める。

(被告らの主張)

いずれも否認ないし争う。

20 ア 再生医療に関する医療費及び i P S 細胞作製費用は、必要かつ相当な治療行為の費用であるとはいえず、本件事故と相当因果関係がない。

イ リハビリテーションは、症状の悪化を防止する必要性が認められる場合に本件事故と相当因果関係のある損害といえるところ、原告 a が希望しているリハビリテーションは、症状の改善を企図するものであり、症状の悪化を防ぐためのリハビリテーションは一般の医療機関でも実施可能であるから、原告 a 主張の通所費用全額が本件事故と相当因果関係のある損害と

25

はいえ、転居予定先の家賃についても、本件事故と相当因果関係のある損害とはいえない。

ウ 過去の介護費用について、付添いの必要性は明らかではなく、また近親者の付添費は1日6500円が相当であるから、少なくともこれを超える費用は本件事故と相当因果関係のある損害とはいえない。

また、将来の介護費用について、原告bが原告aの介護に専念するというのであれば、原告bの就労可能期間については、職業付添人による介護の必要性は認められない。そして、近親者による介護費用は1日8000円が相当であるから、少なくともこれを超える費用は本件事故と相当因果関係のある損害とはいえない。

さらに、原告bは、自身の逸失利益を主張するが、これは上記の過去及び将来の介護費用と重複するから、重複部分は本件事故と相当因果関係のある損害とはいえない。

エ 原告aは、1リハビリテーションセンターから貸与された車いすを使用しており、それで日常生活に支障はないと解されるから、これと同等品の費用及び耐用年数を前提に損害を算定すべきであり、原告らが主張する電動車いすの費用は本件事故と相当因果関係のある損害とはいえない。

オ 本件当時未就労であった原告aの後遺症逸失利益については、大学卒業予定時を始期とし、就労可能年数を45年として算定すべきであり、これを上回る部分は本件事故と相当因果関係のある損害とはいえない。

カ 後遺症慰謝料については、2800万円が相当であり、これより増額すべき事由はないから、少なくとも上記金額を上回る部分については、本件事故と相当因果関係のある損害とはいえない。

キ gの見舞い等のための交通費は、その必要性及び相当性が認められないから、本件事故と相当因果関係のある損害とはいえない。

(4) 過失相殺

(被告らの主張)

万が一、被告らが責任を負うとしても、本件事故の発生につき、明示的にブレークの意思表示をしなかったことなど原告 a の対応が相当程度寄与していることは明らかであるから、過失相殺がされるべきである。

5 (原告らの主張)

争う。

第3 争点に対する判断

1 認定事実

10 前記前提事実に加え、証拠（甲6，10，15から17まで，25，乙A1から3まで，乙A4の1，3，乙A5，8，乙B2，3，乙E3，証人h，被告c本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 国際レスリングルール

15 国際レスリングルールによれば、髪の毛や耳や生殖器を引っ張る、皮膚をつねる、手や足の指をひねる、キックや頭突きを行う等の行為が禁じられ、また、相手を故意に痛めつけるような動作をすることは禁じられているが、反り投げそのものや、反り投げの投げ方について、具体的な禁止事項は定められていない。

(2) 本件合宿について

20 本件合宿においては、同時に3組程度が1つのマットに上がってスパーリングを行い、スパーリングを行っていない選手らはマットの周囲で休憩しながらスパーリングを見学しており、マットの間の辺りには、コーチが立って様子を見ていた。原告 a 及び被告 c 以外の選手がスパーリングをするに当たっては、反り投げ等の投げ技が行われることもあった。

25 本件レスリング場における6面のマットは、別紙のとおり、階級とスタイルに沿って使い分けられており、原告 a と被告 c は2階級差（オリンピック競技大会の実施階級では1階級差）があり、体重差は約10kgあったが、

階級が近いことから同じAマットでスパーリングを行うことになった。原告aと被告cは、これまでも、本都合宿と同様の強化合宿に共に参加することが三、四回程度あり、1回の合宿当たり一、二回程度スパーリングをしたことがあった。

5 (3) 本件事故発生に至るまでの経過

ア 原告aと被告cは、平成29年9月13日、本件レスリング場でスパーリングを行い、休憩を挟んで同日16時15分57秒頃（時刻は、本件事故が記録された防犯カメラの映像(乙A4の1)に記録された時刻である。後記イからカまで及び(4)においては日付を省略し、この時刻のみを示す。）、
10 AマットのややBマット寄りの位置において、被告cがAマットの中心に近い内側に、原告aがBマットの方向の外側に位置して、スパーリングを開始した。

その際、Aマットでは、原告a及び被告cのほかにも2組の選手がスパーリングを行っており、また、本都合宿に参加していた大学生選抜選手である証人hは、原告a及び被告cの双方と面識があったことから、Aマット
15 の脇で本件スパーリングを見学していた。

イ 原告aは、16時16分01秒頃、被告cの頭をその左腕と共に右脇に抱え込んでがぶりの体勢をとり、体重をかけて被告cをマットに引き落とそうと試みた。これに対し、被告cは、同02秒頃、反撃に転じるため、
20 レスリングマットに膝をついて低い姿勢をとった上で原告aの背中に両腕を回して胴タックルし、クラッチを組んだ。この段階で、被告cの右腕は、原告aの左腕の内側からその背中に回している状態であり、被告cの左腕は、原告aの右腕の外側から背中に回している状態であった。

ウ 被告cは、上記イの状態のまま原告aを押し込み、原告aと被告cは、
25 16時16分05秒頃、Bマット寄りのパシビティ・ゾーンまで移動したが、同06秒頃までに、その場で両者の位置関係が反転し、原告aがAマ

ットの内側に、被告cが外側に位置することとなった。

エ 原告aと被告cは、引き続き前記イの状態のまま攻防を続け、16時16分07秒頃、被告cがAマットの外側から内側に向かって原告aをやや押し込んだ。他方、その頃、Aマットの中央付近でスパーリングをしていた別の組の選手が、組み合ったまま原告a及び被告cの方に近付いてきたことから、AマットとBマットの間付近にいたfコーチは、同08秒頃から同10秒頃までにかけて、原告aと被告cの脇を通り越して上記の別の組に近寄り、当該組のスパーリングのブレークを指示した。当該組は、fコーチの指示を受けて直ちにブレークし、これを受けて、fコーチは、同11秒頃には、元の位置へと戻り始めた。

オ 原告aと被告cは、16時16分08秒頃から同10秒頃までの間、引き続き前記イの状態で原告aと組み合い、被告cにおいて、クラッチした両腕を後方（Bマットの方向）に向かって引き上げて原告aを持ち上げようとする一方、原告aはこれに対抗して反対方向の力をかけており、両者の力はほぼ拮抗して、その位置及び位置関係もほぼ変わらなかった。

カ ところが、16時16分11秒頃、原告aが後方に向かって加えていた力が突然外れたため、原告aと被告cの力の均衡が崩れ、被告cは、Aマットのパシビティ・ゾーンの内側の境目付近において、後方に向かって引き上げていた力により原告aを持ち上げる形となり、原告aもろとも後方に転倒することとなった。これにより、原告aは、同13秒頃、頭からAマットとBマットの境目付近に落下し、原告aと被告cは、同14秒頃までに、Bマットのパシビティ・ゾーン付近まで共に滑り込んだ。

このとき、本件スパーリングを見学していた証人hは、被告cが原告aに対して後ろへの反り投げを掛けたと思って見ていたが、原告aが起き上がってこなかったことで初めて、異常事態が起きたことに気が付いた。

(4) 事実認定の補足説明

ア 本件事故の機序に関する原告らの主張と被告 c 及び被告 d 会社の主張は、原告 a が被告 c をがぶりの状態に置いていたところ、被告 c が胴タックルをして反撃する中で、被告 c が原告 a を後方に投げる形になったという限度では合致しているが、主として、①コーチのブレーク指示を受けて原告 a がブレークのために脱力したかどうか、②被告 c が原告 a に胴タックルをした後、クラッチを組み替えて原告 a の左腕を外側から押さえつけたかどうか、③被告 c が意図的に原告 a を反り投げしたかどうかという点で異なっている。

前記(3)認定は、概ね被告 c 及び被告 d 会社の主張に沿う認定をしたものであるところ、その理由は次のとおりである。

イ まず、前記ア①の点について、原告らは、原告 a が、 f コーチのブレーク指示を受けて脱力し、被告 c にブレークの意思表示をしたと主張する。

しかし、前記 1 (3)エのとおり、 f コーチは、原告 a 及び被告 c の脇を通り越して別の組の近くまで赴き、当該別のペアが直ちにブレークしたところで、元の位置へと戻って行ったことが認められるから、当該別のペアに対してのみブレークの指示をしたものと認められる。仮に、 f コーチが、原告 a 及び被告 c に対してもブレークを指示したとすると、 f コーチは、16時16分08秒頃には接触の危険を察知していたと認められるのであるから(前記(3)エ)、その場でより近くにいた原告 a 及び被告 c にブレークの指示をしたと考えるのが自然であるが、同秒頃から同10秒頃まで、被告 c はもとより原告 a も力を抜いたとは窺われないのであり、かかる事実は上記判断を裏付ける事情である。

したがって、 f コーチから原告 a 及び被告 c に対してブレーク指示があった事実は認められないから、被告 c において殊更これを無視した事実は認められない。

また、原告らは、原告 a が、無言で力を抜くことにより被告 c に対して

ブレークの意思表示をしたとも主張するが、このような方法でブレークの
意思を伝えることが一般的であると認めるに足りる証拠はない。かえって、
証人 h は、無言で力を抜くようなブレークの方法を見聞きしたことはなく、
通常は相手の身体を叩いたり声を掛けたりするものであると証言している
5 ところ、スパーリングはそれ自体怪我の危険を伴うものであり、ブレーク
に関して意思疎通に齟齬があった場合には重大な怪我に直結し得ることか
らすれば、ブレークの意思を相手に伝えるに当たっては、確実に伝わる方
法を採る必要があると考えられるから、上記証人 h の証言の内容は合理的
であり、十分信用できる。

10 したがって、原告 a がブレークの意思を伝えるために力を抜いたとは認
められず、少なくとも、被告 c において、原告 a によるブレークの意思表
明を殊更無視した事実を認めることはできない。

ウ 次に、前記ア②の点について、原告らは、被告 c がクラッチを組み直し、
原告 a の左腕を外側から囲い込むように固めたと主張する。

15 しかし、これを認めるに足りる適確な証拠はなく、かえって、被告 c は
原告 a の左腕の内側から自身の右腕を回し入れて胴タックルに成功して
いたと認められるところ、ひとたびクラッチを解いてしまえば、再度クラ
ッチを組み直すことが常に可能であるとは限らない上、投げ技をするに当
たっては、腕を相手の腕の内側から回した方が、相手を自分の身体に引き
20 付けやすく、相手から腕を広げることによる抵抗を受けにくく有利である
というのであるから（被告 c 本人）、被告 c がクラッチを組み直す合理的な
理由は見出し難い。そして、原告 a は、その右脇に被告 c の頭部を抱え込
むがぶりの状態に置いてマットに引き落そうとし、被告 c から胴タックル
をされたというのであるから、原告 a の右腕は被告 c の左肩の上から首の
25 方に回され、左腕は被告 c の右肩の上から上半身を抱え込むように回され
ていたと考えられるところ、このままの状態原告 a と被告 c が上半身を

密着させるような形で体を起こしたのであれば，原告 a の左下腕は両者の上半身に挟まれる格好となって，原告 a において，被告 c から左腕を固められたと感じた可能性も否定できない。

したがって，被告 c において，胴タックルからクラッチを組み直し，原告 a の左腕を外側から囲い込むように固めた事実を認めることはできない。

エ さらに，前記ア③の点について，原告らは，被告 c が原告 a を意図的に反り投げしたと主張する。

しかし，反り投げは，相手と組み合った状態から，上体を後方に反らせてブリッジの体勢をとるようにし，腹部で相手を下から突き上げて浮かせ，そのまま自分の後方に向かって投げるものであるから（前記第 2 の 1 (2) カ），反り投げをした選手は通常その場で背中から下に倒れ込むことになると考えられるが（例えば，乙 A 4 の 1 の 1 6 時 1 3 分 3 7 秒頃には，A マットの手前のレスリングマットにおいて，上記のような態様による反り投げがされている様子が記録されている。），被告 c は，A マットのパシビティ・ゾーンの内側の境目付近において原告 a を持ち上げる形となり，原告 a もろとも後方に転倒してから，B マットのパシビティ・ゾーン付近まで共に滑り込んでおり，レスリングマット間の間隔とパシビティ・ゾーンの幅を考慮すると 4 m 近くも移動していることからすると（甲 1 5，乙 A 4 の 1，乙 A 7），通常の態様による反り投げが行われたものではないと認められる。

そして，被告 c において，本都合宿と同様の強化合宿において面識があったにすぎず，階級も異なる原告 a に対し，あえて通常の態様によらない危険な投げ技を仕掛ける理由はないし，原告 a と被告 c の体重差を考慮しても，被告 c がナショナルチーム選手として国際大会に出場するなど国内最高水準の選手であったこと（前提事実(1)ウ）に照らせば，被告 c におい

て通常の態様によって原告 a を反り投げすることが不可能であったと認めることもできない。

5 以上の検討に加え，本件レスリング場におけるレスリングマットが滑りやすいものであったこと（乙A6）も併せると，原告 a の足が滑ったか何かで外れたようになり，拮抗していた力が被告 c の背中の方の一気に加わったため，原告 a もろとも後方に転倒することとなった旨の被告 c の供述は信用することができ，前記(3)カのとおり的事实を認めることができる。そして，被告 c の供述によっても，結果的に被告 c が原告 a を投げるような形となったこと自体には疑いがないから，原告 a 及び証人 h において，10 被告 c が原告 a を反り投げしたと認識していたとしても，前記認定が左右されるものではない。

したがって，被告 c が意図的に原告 a を反り投げした事実を認めることはできない。

2 争点(1)（被告 c による注意義務違反の有無）について

15 (1) 原告らは，被告 c が，f コーチによるブレーク指示及びこれを受けた原告 a によるブレークの意思表示を受けて，直ちにブレークしてスパーリングを中断すべき義務があったと主張する。

しかし，前記 1 (3)エ及び(4)イの認定判断のとおり，f コーチが原告 a 及び被告 c に対してブレークを指示した事実を認めることはできないし，原告 a がブレークの意思を伝えるために力を抜いたとは認められず，少なくとも，20 原告 a が脱力したことをもってブレークの意思表示と見ることはできないから，被告 c においてスパーリングを中断すべき義務があったと認めることはできない。

25 (2) 原告らは，仮に，被告 c においてスパーリングを中断すべき義務がなかったとしても，被告 c は，原告 a の両腕を固めた状態で自分よりも約 10 kg 体重が重い原告 a に対して反り投げを行ってはならない義務があったと主張

する。

ア 前記1(3)イからカまで及び(4)ウ，エの認定判断のとおり，被告cがクラッチを組み替えて原告aの左腕を押さえ付け，その両腕を固めた事実は認められないし，被告cが原告aを意図的に反り投げした事実も認められないのであるから，原告らの主張はその前提を欠くものといわざるを得ない。

また，前記認定判断によれば，被告cにおいて，原告aを反り投げのように投げる結果となることを回避できたと認めることは困難である。

イ 仮に，被告cにおいて，原告aを反り投げのように投げることを回避することが可能であったと認められたとしても，被告cにおいて，原告ら主張の状況下で，反り投げをしてはならない義務があったと認めることは困難である。

すなわち，反り投げは，真後ろに向かって行う場合や相手の両腕を固めた上で行う場合も含め，レスリングの競技ルールにおいて使用が禁じられているものではないと認められる（両腕を固められている場合であっても，首や背中を丸めたり足を使ったりして受け身をとることは可能であると考えられる。）（乙E3）。本試合は，男子レスリングのトップ選手であるナショナルチーム代表選手及び大学生選抜選手を招聘して行われた合宿だったのであるから，本試合のスパarringにおいては，国際大会で使用が認められている技は全て使用できることが参加者にとって当然の前提であったと考えられる。特に，グレコローマンスタイルにおいては，投げ技が中心の試合展開となり，その技がビッグポイントの投げ技となるかどうか，投げ技により相手をデンジャーポジションに追い込めるかどうかは加点要素として重要となるのであるから（前記第2の1(2)ア，エ），競技ルールで禁止されていないにもかかわらず，双方の組み合いの状況に応じて特定の投げ技を回避すべき義務が生じる場合があると認めることはできない。

そして、その理は、原告 a と被告 c との間には約 10 kg の体重差があったとしても、その体重差は、階級にして 2 階級であり、オリンピック競技大会実施階級で見れば 1 階級の差であって、レスリングの練習においては、必ずしも階級の範囲だけではなく、階級の異なる選手とスパーリング
5 を行う場合もあるというのであり（前記 1(2)）、被告 c がナショナルチーム選手として国際大会に出場するなど国内最高水準の選手であったこと（前提事実(1)ウ）も併せると、異なるところはないものというべきである。

以上によれば、本件の状況の下で、被告 c において、原告 a に対して反り投げを行ってはならない義務があったと認めることはできない。

10 (3) したがって、被告 c による注意義務違反があったとは認められないから、その余の点について検討するまでもなく、原告らの被告 c 及び被告 d 会社に対する請求は、いずれも理由がない。

3 争点(2)（被告 e による注意義務違反の有無）について

15 (1) 原告らは、被告 e が本件合宿の責任者であり、本件合宿に招聘された選手の生命又は身体の安全に関わる事故の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて当該事故の発生を未然に防止する措置を採ることによって、選手の安全を保護すべき注意義務を負っていたと主張する。

20 確かに、被告 e は、被告 JOC のナショナルコーチ及び被告レスリング協会の選手強化本部長の立場にあったのであるから、本件合宿においても責任者ともいうべき地位にあったと認めるのが相当である。そうすると、被告 e は、単にレスリング選手の中・長期的な強化プランを作成してそれを推進・管理するだけでなく、本件合宿中の練習に関し、練習中の安全を確保するための体制を構築する義務をも負っていたと認めるのが相当である。

25 (2) しかしながら、上記(1)の一般的な義務を前提としても、被告 e において、本件事故の発生につき、具体的な注意義務違反があったと認めることは困難である。

ア すなわち、前記2判断によれば、そもそも、本件事故につき直接の行為者である被告cの注意義務違反は認められないのであるから、被告eにおいて、かかる不可抗力ともいふべき本件事故を予見しかつ防止することが可能であったとは認められない。

5 イ これに対し、原告らは、被告eが、上記義務の具体的な態様として、安全なスパーリングのために、参加選手の所属先におけるスパーリングにおいて禁止されている技を把握した上で、本件合宿中の練習において禁止する技を定め、参加選手及びコーチに対してこれを周知する義務を負っていた旨主張する。

10 しかし、前記2(2)説示のとおり、本件合宿は、男子レスリングのトップ選手を招聘した合宿であったことからすれば、国際大会において使用することができる技についてはすべて使用を認めることが当然の前提となっていたと考えられるから、被告eにおいて、国際ルールにおいて認められた技のうち反り投げ等の一部について、本件合宿のスパーリングにおける使用を禁止すべき義務を負っていたと認めることはできない。また、前記2
15 説示のとおり、そもそも被告cが危険な反り投げを意図的に掛けた事実自体が認められないのであるから、そのような技を禁止していなかったことは、本件事故の発生との間に因果関係が認められないものである。

20 原告らは、被告eにおいて、体重差や他の選手との距離関係を意識したプログラムやマニュアルを作成するなどする義務を負っていたとも主張するが、スパーリングの際にコーチを近くに配置して選手の具体的な動きに応じて安全を図るという以上に、予めプログラムやマニュアルを作成すべき義務があったとまで認めることはできない。

25 ウ また、原告らは、被告eが、マット1面につき3組という混雑した環境でのスパーリングを行わせず、かつ、コーチを適切な位置に配置し、スパーリングを行っていない選手をマットの周りに配置して、周囲からの適切

なブレークの声を掛けさせるといった練習環境を整備する義務を負っていたとも主張する。

しかし、証人h及び被告cは、マット1面につき3組程度で行うことは一般的であったと供述しているところ、本件レスリング場にはレスリング
5 マットが6面しかないにもかかわらず、本都合宿の参加者は94名に及んでいること（前提事実(3)、(4)）や、マット上でのスパーリングは本件事故を除いて滞りなく行われており、混乱を生じた形跡は窺われないこと（甲15、乙A4の1）からすれば、本都合宿に招集された選手らは、このような練習環境でスパーリングを行うことに十分慣れていたと認められ、証
10 人h及び被告cの上記供述は信用できる。また、各レスリングマットの周りには、休憩中の選手が囲んで見学しており、コーチも数名配置されて見守っていた（前記1(2)）のであり、実際に、本件においても、原告a及び被告cと別の組とが接近した際には、fコーチが直ちに歩み寄ってブレークの指示をしていること（前記1(3)エ）からすれば、スパーリング中の組
15 同士の接触については十分に目が行き届いていたと認めることができるから、練習環境に本件事故の発生につながるような不備があったと認めることはできない。

(3) 以上によれば、被告eによる注意義務違反があったとは認められないから、その余の点について検討するまでもなく、原告らの被告e、被告JOC及び
20 被告レスリング協会に対する請求は、いずれも理由がない。

第4 結論

以上によれば、原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

25 東京地方裁判所民事第7部

裁判長裁判官 小 川 理津子

5

裁判官 山 岸 秀 彬

10

裁判官山田裕貴は，差し支えにつき，署名押印することができない。

裁判長裁判官 小 川 理津子

15